

各 { 都道府県
指定都市 } 保健統計主管部（局）御中

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付
人口動態・保健社会統計室
健康局結核感染症課

人口動態調査における新型コロナウイルス感染症に係る疑義照会について（協力依頼）

人口動態調査（以下「本調査」という。）の実施につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本調査においては、新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数について全国及び都道府県・指定都市単位で公表しており、新型コロナウイルス感染症対策における重要な基礎資料になるものです。

このため、厚生労働省（以下「当省」という。）においては、結果精度を確保する観点から、本調査を実施する政策統括官付人口動態・保健社会統計室（以下「統計部局」という。）が、健康局結核感染症課（以下「政策部局」という。）から死亡者に関する情報の提供を受け、本調査（死亡票）の審査に活用しています。この際、疑義等があった場合には、統計部局は、都道府県及び指定都市保健統計主管部局（以下「保健統計主管部局」という。）に照会しているところで

す。

照会内容の中には、死亡票に記載されている死因を確認するものがあります。このため、保健統計主管部局は、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）が有する新型コロナウイルス感染者に関する情報が必要となる場合があり、作業を進めていただく中で、今般、保健統計主管部局と衛生主管部局との間でのこうした情報のやり取りに係る個人情報の取扱い等に関する疑義がありました。

当省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項において、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができることとされており、当該規定を踏まえ、個人情報

の保護に配慮しつつ、統計部局と政策部局の間で必要な情報共有を行っているところです。地方公共団体においても、個人情報保護条例等を踏まえつつ、保健統計主管部局と衛生主管部局との間で必要な情報共有に努めていただきますようお願いいたします。

今般の疑義等について、別紙のとおりQ&Aとしてまとめましたので、内容を御了知の上、本実務連絡と併せて貴管内の保健所及び関係各所への周知方よろしくお取り計らい願います。

【問い合わせ先】

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室
村田、木下
TEL 03-5253-1111 (内線 7463、7466)

(別紙)

問1 人口動態統計の結果精度のためとはいえ、統計部局が政策部局から情報の提供を受け
ることは、個人情報保護の観点から問題ではないか。

(答)

- 当省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項において、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができることとされており、当該規定を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ統計部局と政策部局の間で必要な情報共有を行っているところです。
- 地方公共団体におかれても、個人情報保護条例等を踏まえつつ、統計部局と政策部局との間で必要な情報共有に努めていただきますようお願いします。
- なお、当省においては、利用目的を超えた取扱いや漏えいの不適切な取扱いを避けることから、目的以外の利用を禁止すること、利用が終了した場合には当該情報を完全に削除することを遵守し、また、本調査の業務に関して知り得た情報は、統計法第 41 条により守秘義務が課せられ、同法第 39 条により調査票情報等を適正に管理することとしております。

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(定義)

第二条（略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

問2 疑義照会の過程で、死亡票の訂正が必要となった場合はどうすれば良いか。

(答)

- 疑義照会しました調査票に関しましては、照会の回答欄に訂正内容を記載いただくことで、訂正報告の必要はありません。
- ただし、疑義照会以外における調査票（死亡票に限らず）の訂正を行う場合は、人口動態調査必携（73 ページ、95 ページ参照）の手順に従い、都道府県を通じて「訂正報告」を提出してください。
- 医師が、死亡診断書又は死体検案書を交付後に、病理組織学的検査等により死因を確定又は変更した場合は、「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて」（同必携 181 ページ参照）の手続に従い、速やかに厚生労働省に送付するよう助言をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/181205-01.pdf>

問3 厚生労働省による疑義照会の目的如何。

(答)

- 本調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする調査であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）における「基幹統計」として位置づけられているものです。調査結果は日本国内の各種施策のみならず、国際比較の観点からも活用されています。
- また、現在、当省においては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各地方公共団体からの報告等に基づいて新型コロナウイルス感染症の死亡者数を集計・公表しているところです。
- 本調査においては、新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数について、「死亡票」を集計して死因別の死亡数を把握しております（参考：「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和 2 年 6 月 18 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。本調査の調査票情報を活用した超過死亡に関する分析の検討等が進められているところ、上記の報告等の内容を踏まえつつ、必要に応じて本調査の内容を精査することが重要です。
参考事務連絡の URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000641629.pdf>
- 本調査の結果のうち、新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数については、全国及び都道府県単位で公表しており、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たっての重要な基礎資料であることから、疑義照会があった場合にはご協力をお願いします。